

高知県立消費生活センター
地域見守り情報



第241号

ウォーターサーバーの勧誘トラブルにご注意！ ～その契約、レンタルですか？購入ですか？～

ウォーターサーバーに関する相談がここ数年増えています。特に、ショッピングセンター等の商業施設内の特設ブースやイベントスペースなどで勧誘され、契約した際のトラブルが目立っています。

【相談事例】

- ・ウォーターサーバーのレンタルだと思い契約したが、実際は売買契約になっていた。
- ・現契約の解約料をキャッシュバックすると強引な勧誘を受けたが、実際はキャッシュバック適用外だった。
- ・お得だという説明のみで、解約時に請求される違約金等について全く説明がなかった。
- ・急かされて契約したが、帰宅後に契約内容を確認すると説明と異なっていた。

必要なければ
きっぱり断る！



アドバイス

- 契約する前に契約内容について十分に確認し、契約内容について十分な説明がない場合は、納得いくまで説明を求めましょう。
- ウォーターサーバーのレンタル契約は、サーバーのレンタル料は無料でも、実際は水を定期購入する契約です。あらかじめ決められた期間は、水の購入を継続しないと解約料がかかることがあるので注意が必要です。
- 家庭内の設置場所や一人で水を交換できるか、本当に必要な契約か、価格や機能等を比較検討しましょう。
- しつこく契約を迫ったり、契約を急かしたりして、その場で契約させようとする事業者とは契約しないようにしましょう。
- 不安に感じたり、困ったときはすぐに消費生活センターや市町村の消費生活相談窓口にご相談してください。（消費者ホットライン「188（いやや）」番で最寄りの消費生活センター等につながります。）

◎消費生活センターでは、地域や学校、職場へお伺いし、消費生活に関する「出前講座」を行っています。詳しくはHPをご覧ください。